

社会福祉法人 豊見城市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 豊見城市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 本会の役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給する。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 会長手当 | 月額 60,000円 |
| (2) 副会長手当 | 月額 20,000円 |
| (3) 監事が監査を行った場合 | 日当 10,000円 |
| (4) 役員及び評議員が評議員会、理事会等へ参加した場合 | 日当 3,000円 |

2 会長・副会長手当は、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たる場合には、給与等に関する規程第8条に準じた日とする。

3 会長・副会長手当は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 その他の日当は、原則その都度支払うものとする。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年3月20日から施行する。

この規程は、令和7年5月12日から施行し、令和7年6月18日から適用する。